

第11章 インド

内国民待遇

(1) 電力固定価格買取制度に係るローカル・コンテンツ要求

<措置の概要>

2010年1月、インド政府は「ジャワハルラル・ネルー・国家太陽光指令 (Jawaharalal Nehru National Solar Mission (JNNSM))」を公表。太陽光エネルギーの普及・振興を図るため、太陽光エネルギー普及のための政策として、太陽光パネル及び太陽熱により発電された電力の固定価格買取制度 (FIT) を導入した。

インド政府は、発電事業者等が固定価格買取制度に参入する際の条件として、一定割合以上の付加価値 (組立や原材料の調達等) が同州内で付加された太陽光パネル・太陽熱発電設備等を使用することを義務化した (ローカル・コンテンツ要求)。

<国際ルール上の問題点>

こうした措置は、内国民待遇義務を定めるGATT第3条、貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs協定) 第2条違反の可能性があるとともに、補助金協定第3.1 (b) に定める禁止補助金 (国内産品優先補助金) に該当する可能性がある。

<最近の動き>

我が国は、本制度におけるローカル・コンテン

ト要求及びそれを条件とした補助金の交付はGATT及び補助金協定に抵触する可能性があることから、2011年5月に開催されたWTO補助金委員会及び2011年9月に開催された対インド貿易政策検討制度 (TPR) 会合において同趣旨の質問を行った。

(2) 電気通信に関するローカル・コンテンツ要求等

<措置の概要>

2011年4月、インド電気通信規制庁 (TRAI) は、電気通信機器製造業の育成と競争力強化を図るための政策提言書について、通信IT省電気通信局 (DoT) に対して勧告した。その内容には例えば以下のような措置を含んでいた。

- ①国産品に対する優遇措置 (国産比率を明示した製品に対する市場での優遇措置、政府から免許交付を受けた者は輸入品より国産品を優先する義務を負う等)
- ②内国税に関する輸入品と国産品の競争条件の修正

その後、通信IT省情報通信技術局 (DIT) が、TRAIの勧告の考え方を踏まえ、より一般的な電子機器を対象とした国内製造促進政策の検討を行い、2012年2月、電子機器の国内製造製品優遇に関する通知を発出し、官報掲載を行った。通知内容はTRAIによる勧告から修正がなされ、例えば以下のような措置をとることとされている。

- ①安全保障上重要性を有する電子機器及び政府調達について、関係省庁は、告示において国内製

造製品の調達割合（最低30%以上）及び付加価値基準を明示する。

②個々の省庁は、本政策への適合に対する適切なインセンティブ・ペナルティを明示する。

本通知は、通信機器を含む電子機器の政府調達等全体に適用される総則的な通知として位置づけられ、今後、DoTを含む関係省庁が、それぞれの所掌分野における対象機関、機器、調達割合（最低30%以上）及び付加価値基準を具体的に告示する予定である。

<国際ルール上の問題点>

今後、関係省庁によって通知どおりに施策が実施された場合、GATT内国民待遇に違反する可能性がある。DITの通知は、その背景において安全保障を強調しているが、GATT第21条のいずれに該当するのか不明である。

<最近の動き>

既に2011年12月の野田総理とシン首相との会談でも本件につき申し入れを行っており、各国産業界等からも勧告内容を問題視する旨の書簡を发出していることから、今後の動向を注視する必要がある。

関 税

(1) 高関税品目

<措置の概要>

ウルグアイ・ラウンド合意実施後の非農産品の単純平均譲許税率は34.6%である。譲許品目について、譲許税率は一部の例外を除き40%と25%に集中している。製品の加工度合いから見ると、最終製品は40%、原材料・中間財・部品・設備機械が25%とされる傾向がある。

インド政府は、(1) 基本関税率（実行税率）をASEANレベルに引き下げる、(2) 最終製品には10%、原材料・部品には5%～7.5%を適用する関

税体系への移行を目標に掲げ、2003年度以降、継続して基本関税率の引き下げを行っている。2007年度予算案では、2007年1月に、特定の資本財や部品・原材料の一部について関税引き下げを実施し、自動車部品や電気部品、機械類等多くの部品の基本関税率を7.5%に引き下げた。更に、同年3月には、農産品を除く基本的にすべての譲許品目の最高基本関税率を原則12.5%から10%に引き下げた（2010年の単純平均実行税率は10.1%）。この一連の措置により、一部の部品・原材料を除いては、インド政府の目標がほぼ達成されたと見られ、自由貿易の促進の観点から一定の評価を行うことができる。

一方、非農産品の譲許率は69.8%であり、非譲許品目としては自動車（実行税率：乗用車55.9%）、衣類（平均実行税率13.4%）等の高関税品目が存在している。繊維製品はインドの競争力、国際的水準から見ても高く設定されている。

<国際ルール上の問題点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限りWTO協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済の効率性を高める観点からは、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

また、譲許税率と基本関税率との間に大きな乖離が見られること及び、譲許率が低いことは、WTO協定上問題はないが、恣意的な実行税率操作を可能とするため、予見可能性を高める観点から、譲許税率を基本関税率程度に引き下げるとともに、非譲許品目は譲許されることが望ましい。

<最近の動き>

2008年3月より、資本財や部品・原材料の一部については、国内製造業活性化や輸出促進を目的に、実行税率の引き下げが行われた。

ドーハ開発アジェンダにおける非農産品市場アクセス交渉において、関税の削減・撤廃を含む市場アクセスの改善について交渉が行われている（最新の状況については資料編を参照）。

また、日インドEPAは、2011年2月に署名が行われ、同年8月に発効した。

(2) 輸入品への特別追加関税の導入

<措置の概要>

インドでは上記の実行税率が課される「基本関税」の他に、「相殺関税（追加関税）」、「特別追加関税」、「教育目的税」を加えた総額が税関で徴収

される。2011年2月時点において、輸入評価額（C.I.F.価格＋荷揚げ費用）が100、基本関税率10%、追加関税率10.3%、特別追加関税4%の場合、評価額100に対する関税総額は最終的に26.85（教育目的税を含む）と、通常、WTO等の国際交渉の場でインド政府が対外的に提示している実行税率と比較して高水準となっている。なお、関税の具体的な算出方法は以下のとおり。

<図表イ> 関税率計算方法（評価額を100、基本関税率10%とした場合）

	項目	税率	金額（税額）	計
	評価額（CIF 価格＋荷揚げ費用）		100.00	
A	基本関税（BCD）	10.0%	10.00	
B	合計			110.00
C	追加関税（CVD）＋教育目的税	10.3%	11.33	
D	合計			121.33
E	教育目的税 × 〈A＋C〉	3.0%	0.64	
F	特別追加関税（ACD） × 〈D＋E〉	4.0%	4.88	
G	合計			126.85
	関税総額 〈A＋C＋E＋F〉		26.85	

<国際ルール上の問題点>

上記のとおり、インドがウルグアイ・ラウンドにおいて合意した非農産品の単純平均譲許税率は34.6%となっている一方、「基本関税」の税率は原則10%であり、平均譲許税率を下回っている。「基本関税」に着目すれば、その税率が個別品目について譲許税率を下回る限りGATT第2条に整合的と考えられる。他方、「特別追加関税」や「教育目的税」は、GATT第2条1項（b）に規定されている「通常関税」又は「その他の租税又は課徴金」に該当すると考えられる。前者に該当する場合は、少なくともITA（情報技術協定）により関税撤廃を約束した製品については譲許約束を超える課税となる。また後者に該当する場合は、譲許表への記載が必要であるにもかかわらず、実際にはこれらはインドの譲許表に記載されていないことから同じく譲許約束違反となる。このため、いずれに該当するにせよ、「特別追加関税」及び「教育目的税」はGATT第2条に違反す

る可能性がある。

また、インド政府は、2007年5月に開催されたWTO対インドTPRにおいて、「特別追加関税は内国税であり、付加価値税や中央売上税を相殺するためのもの」、更に「輸入品に2回賦課する教育目的税のうち、1回目の税は内国税で2回目は関税である」等の回答を行っているところ、内国税として分類される場合はGATT第2条ではなく内国民待遇を規定したGATT第3条の対象となる。この点、我が国産業界からは、「輸入時に特別追加関税を支払った輸入品であってもインド国内の流通段階において付加価値税や中央売上税は賦課される」との実態が報告されており、「特別追加関税」及び「教育目的税」はGATT第3条に違反する可能性がある。

<最近の動き>

本件については、累次日インドEPA交渉等の政府間協議の場を通じて、特別追加関税を含む関

税制度について、WTO協定整合的かつ透明性の高い制度へ改善するよう、インド政府に対して求めてきた。特別追加関税の還付制度については、還付申請条件が厳格過ぎる上、手続の詳細も不明である等の問題点が指摘されてきたところ、2008年11月に、申請条件の緩和が発表された。しかしながら、新条件が導入された後も、「実際に還付が受けられた」事例は少数に留まっており、更なる制度の改善が求められている。

2009年には我が国より次官級レベルも含め制度改善の働きかけを、また民間ベースでも日印経済合同委員会等を通じインド政府側に働きかけを行ったところ、インド側より還付申請済みの特別追加関税について、速やかに還付する旨の返答があった。

また、2010年2月より、完成品として製品が梱包された状態で輸入される場合、当該品への特別追加関税（4%）が控除されることになり、繊維製品、携帯電話機、腕時計については、加工せず小売することを条件に、梱包なしでも免税を受けられることとなった。しかし、こうした措置を導入後、税関当局は完成品の輸入に対する監視を強めており、特に、MRP（最高小売価格）や輸入年月を記載したラベルの個別商品への貼り付けが徹底されたため、ラベル不備の貨物が通関時に留め置かれるケースが多発している。こうしたことから、今後のインド側の対応について注視し、引き続き制度の改善について働きかけを行う必要がある。

なお、本件に関しては米国がWTO申立てを行っており、2008年7月、パネルは、米国がインドの措置のGATT第2条2項違反を立証できていないとして、米国の申立てを退ける判断を下した。米国はパネル報告を不服として上級委員会に上訴を申し立てしていたところ（我が国も第三国として参加）、2008年10月上級委員会は、特別追加関税について、「同種の国産品に課される関連内国税を超過して課税するかぎり」、GATT第2条1項(b)に違反すると「思慮」すると判示したもの

の、左記に関する事実認定がパネルにより行われていないことから、当該措置の是正勧告は行われなかった。

<参考1：特別追加関税の還付制度の概要>

インド政府・財務省は2007年9月14日、インドへの輸入品に課せられる一律4%の特別追加関税（Additional Duty of Custom）の還付に関する通達（Notification No.102/2007）を発表した（同通達については、<http://www.cbec.gov.in/customs/cs-act/notifications/notfns-2k7/cs102-2k7.htm>参照）。

同通達は即日発効（同日以降に通関されるすべての輸入品に適用）され、以下の条件・手続を踏んで輸入された製品（基本的に完成品のみ）については、支払った特別追加関税額の後還付が受けられることが記載されている。

- (1) 輸入者は、通関時に一旦、特別追加関税を含むすべての関税（基本関税、相殺関税、特別追加関税、及び教育目的税）を支払う必要がある。
- (2) 輸入者は、当該輸入製品を販売する際に発行するインボイスの中で、当該製品が投入税控除の対象（インプットクレジットが受けられる部品・原材料など）ではないことを示す必要がある（注）。
- (3) 輸入者は当該製品の国内販売に係る、付加価値税（VAT）、州販売税、中央販売税（CST）などをすべて支払わなければならない。
- (4) 輸入者は、当該製品を輸入した港の税関当局に対し、以下3種類の書類を添付して、特別追加関税の還付申請を行うことができる。
 - a. 当該輸入品に対する特別追加関税の支払いを証明する書類
 - b. 当該輸入品の国内販売に係るインボイス
 - c. 当該輸入品の国内販売に際して発生したVATその他販売税の支払証明書類
- (5) 税関当局によって上記の要件を満たしていると判断された還付申請に対して、支払済みの特

別追加関税相当額が輸入者に還付される

(注) 中央付加価値税法のCENVATクレジット規則(2004年)は、製造業者に対し、自社の製造品に係る物品税総額から、当該製造品に使用した部品に対して支払った物品税額(追加関税、特別追加関税を含む)を「インプットクレジット」として控除した上で、税務当局に納税することを認めている。

<参考2：物品・サービス税>

インド政府は、2006年度政府予算案のなかで、2010年4月より中央政府・州政府の間接税を整理・統合し、物品・サービス税(GST: Goods and Service Tax)へ一本化することを発表した。これを受けて、2009年11月には、州財務大臣グループ委員会がディスカッション・ペーパーを提示、さらに同年末には第13次財務委員会報告書が大統領に提出されるなど、インド国内で活発な議論が展開されている。しかしながら、GST導入の前提となる憲法修正や各州政府との調整に長期間を要すること等を理由に、GSTの導入が当初予定よりも大幅に遅れるとの報道も多くみられ、インド国内情勢には不透明な点も多い。特に特別追加関税については、州財務大臣グループ委員会のディスカッション・ペーパーがGSTの導入に伴い同税を撤廃することを提案している一方、第13次財務委員会報告書では特別追加関税について言及がなされていない等、引き続き、インド国内の議論の動向を注視することが必要となっている。

アンチ・ダンピング

AD措置の濫用と透明性の欠如

<措置の概要>

インドは、1995年から2011年上半年期までに458件のAD措置を発動しており、世界で最もAD措置を多用している。そのうち、日本が発動対象と

なった措置も21件にのぼっており、化学品を中心にAD措置が発動されている。

<国際ルール上の問題点>

インドのAD調査では、①調査手続の透明性が低い、②調査当局の判断根拠・決定に関する説明が不十分、③利害関係者の十分な意見表明機会が確保されない、など手続的な問題が多く、当局の運用に関し改善を求めていく必要がある。具体的な問題点の例については下記参照。

- ・インドではAD課税率を決定する際には、AD協定第9.1条に基づき、ダンピング・マージンどおりにAD課税を行わず、国内産業に対する損害を除去するに足る課税がなされる(レッサー・デューティー・ルール)。このため、別途損害マージンの算定が行われることになるが、なかには、市場が競合状態にありインド国内市場における各輸入品の市場価格の差がほとんど存在しないにもかかわらず、各社ごとの損害マージンに大きな差が出るという不自然なケースがある。このように当局の判断根拠が不透明である場合に調査対象企業が事実関係を確認することが困難である。
- ・損害認定では、最終決定にAD協定第3.4条によって規定される当局が検討すべき15項目に係るデータすべてが網羅されておらず、また、その開示の程度がAD協定第12.2条に規定される当局の義務を満たしていないケースがある。利害関係者たる我が国企業は、判断の根拠について何らの有効なデータ分析をすることができず、反論できる範囲が限定的なものとなり、自己の利益を擁護する機会が失われた。このような状況は、AD協定第6.1条に照らしても問題がある。
- ・2000年に調査が開始された硫酸ヒドロキシルアミンについては、ダンピングに係る調査対象期間が1999年7月1日から1999年12月31日(6か月間)とされ、同年に調査が開始された苛性ソーダについては、同期間が1998年4月1日か

ら1999年9月30日(18か月間)とされた。ケースごとにダンピングに関する調査対象期間に差異があるが、インド政府はその理由について説明を行っていない。仮に、国際価格の下落や為替変動等の時期に合わせて対象期間を恣意的に選択している場合は、AD協定第2条に照らし問題がある。

- ・AD協定第12.2条では、仮決定、最終決定及びAD税の撤廃について公告するとともに、当該公告及び報告書は利害関係者に送付することになっているが、日本政府への政府間通報を含め、利害関係者への通知が適切になされているか不明なケースがあり、このような手続面においても懸念を有する。

<最近の動き>

①塩化ビニル樹脂(PVC)

2006年6月にAD調査が開始された塩化ビニル樹脂(PVC)については、調査対象製品の範囲が不明確であり、インド国内産業が需要に見合う十分な生産をしていない一部特殊品(高付加価値品)が含まれる疑義があった。これに関し、同年7月に、我が国からインド調査当局に対し、①当該特殊品については、化学的特性又は物理的特性においてインド企業が生産する汎用品と異なっており、用途・機能の観点からも同一の競争状態にないこと、②当該特殊品にAD税が課された場合には国内のユーザー産業のコストアップ要因につながることから、調査対象から外すべきである旨申し入れた。また、同年11月には、提訴者のインド企業から、日本側が主張する一部特殊品を含まない旨の書面が提出され、日本側の主張が受け入れられることになった。

その後、2007年末に最終決定が発出され、2008年に課税(一部特殊品を除いた日本製品も対象に含まれる)が開始されたが、その直後に日本企業1社がインド当局の判断(損害マージンの算定)を不服としてインド国内で提訴を行った。

しかし、裁判官の交代等により手続の中断

(adjourn)が繰り返され、長期間、実体審理の開始すらされなかった。結局、2011年8月に裁判所は、当局の損害認定には一切触れず、調査手続について、最終決定前の公聴会を再度開催する必要があったとして、当局に開催を勧告したが、手続面での瑕疵があったにもかかわらずAD措置は停止されず、インド当局は、公聴会のみを再度開催し、2012年2月、改めて本件AD措置は妥当であるという最終決定を行った。このような結果から、本件はインドの司法手続において適切に取り扱われたといえるのか疑問である。

②1,1,1,2-テトラフルオロエタン(R-134a)

2009年8月にAD調査が開始された1,1,1,2-テトラフルオロエタン(R-134a)については、2011年5月に最終決定が行われ、日本から輸出される製品に対してAD税が賦課されることとなったが、本件調査においては、調査開始から最終決定が行われるまで20カ月以上を要しており、いかなる場合においても調査期間は18カ月を超えてはならないと規定するAD協定第5.10条に照らして問題があると考えられる。2011年春のWTO・AD委員会において、この点について質問を行ったところ、インド政府からは、国内裁判に関係する特別な事情があったためとの回答があったものの、依然としてAD協定に整合的でない可能性があり、引き続きインド政府の調査・運用を注視していく必要がある。

インドのAD措置がAD協定に抵触するとして、EUがWTO上の協議申請を行った2003年以降、インド政府によるAD発動件数は減少したが、2007年以降、再び増加傾向にあり、インドは未だに世界で最もAD措置を多用している国の1つである。

我が国としては、今後も引き続きインド政府によるAD調査・措置の運用を監視し、AD協定上問題があれば、その点を指摘し、改善を要求していく。

基準・認証制度

(1) 鉄鋼製品の強制規格

<措置の概要>

2008年9月、インド政府は、指令(Steel and Steel Products (Quality Control) First Order及びSteel and Steel Products (Quality Control) Second Order)を官報公示し、First Orderは2008年9月12日より、またSecond Orderは2009年2月12日より、一部の鉄鋼製品に対する強制規格を実施すると発表した。これにより、インドに輸入される特定の鉄鋼製品については、実施日以降、インド工業規格(「BIS規格」、BIS = Bureau of Indian Standards)を鉄鋼製造事業者が取得し、規格適合性を確保することが求められることとなった。対象品目は、First Orderにあつては、棒鋼、線材等の6品目、Second Orderにあつては、電磁鋼板、ブリキ、圧力容器用厚板、溶融亜鉛めっき鋼板、一般構造用半製品等11品目、計17品目で、日本がインドに輸出している鉄鋼製品を対象に含んでいる。

<国際ルール上の問題点>

本制度の目的をインド政府は製品の安全及び品質の確保並びに環境の保護と説明しているが、TBT協定第2.2条において、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生じる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」としており、今回の規格の導入が、目的に照らして、必要以上に貿易制限的ではないことを確保されなければ、違反となる。また、BIS規格は国際規格がある品目について、既存の国際規格と異なる内容を規定している部分もあることから、TBT協定第2.4条において、「関連する国際規格が存在するとき又はその仕上がりが見前であるときは、当該国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる」とされているため、国際規

格を使わない必要性が確保されなければ、違反となる。

<最近の動き>

2008年末から2009年2月初旬にかけて、日本、EU及び韓国の産業界及び政府から、インド政府に対し鉄鋼製品に対する強制規格の導入に関する懸念を伝えられたところ、インド政府は、2009年2月10日、Second Orderの実施時期の1年間の延期、及び、建築用棒線材、ブリキ、熱延鋼板の3品目を強制規格の対象から削除することを発表した。

その後も2009年以降のTBT委員会では各国より懸念が表明されており、2011年6月のTBT委員会開催期間中のバイ会合にて対象品目の拡大に懸念を表明するも、同年7月20日にこれまで導入が延期されてきた10品目のうち9品目を新たに強制規格化する旨のTBT通報がされた。我が国は、消費者の健康や安全の確保は鉄鋼製品のような中間材への規制ではなく、最終製品への安全規制により達成されるべきものであると引き続き働きかけを行う必要がある。

(2) 自動車タイヤに対する強制規格制度

<措置の概要>

2004年頃から、インドにおいて、タイヤ業界からインド政府に対し、中国及び東南アジア諸国より廉価タイヤが大量に輸入され、国内タイヤ企業に影響があるとして再三陳情が行われた。これを受け、インド政府は、任意規格であった安全性の規格を強制化し輸入タイヤにも適用すると発表し、2009年11月19日付け官報で自動車用タイヤ規格の法制化を発表した。当該官報においては、当該規格に適合せずISIマーク表示のない空気タイヤの製造、輸入、販売目的の保管、販売、流通を禁止するとし、施行時期は、発表から180日経過後(2010年5月19日)とした。このタイヤ規格は、世界的に広く採用されているUN/ECE/1958協定の自動車基準と異なるため、イン

下に自動車用空気タイヤを輸出するためには、追加の対応が必要となった。

その後、我が国及び諸外国の強い要請を受け、インドは2010年5月11日付け官報で、本規制の施行の発表から360日経過後（2010年11月14日）に延期した。しかし、同時に、2009年11月19日付け官報における例外対象の一部が規制対象となり、タイヤメーカーが輸入するタイヤも認証対象となった。

＜国際ルール上の問題点＞

工場監査申請、工場監査実施、インド試験場への試験タイヤ送付、タイヤ試験実施等からなる認証取得工程を180日間で終了させることは困難であることから、強制規格及び適合性評価手続の公表から実施までに適当な期間を置くことを義務付けるTBT協定2.12条及び5.9条に違反するおそれがある。2010年5月11日付け官報で、施行までの期間が発表から360日間に延長されたものの、少なくとも新たに適用対象になった範囲については、同様にTBT協定2.12条及び5.9条に違反するおそれがある。

また、UN/ECE/1958協定の自動車基準と異なる強制規格を採用しており、UN/ECE/1958協定の自動車基準が国際規格と評価できるのであれば、原則として国際規格を基礎とする義務を定めたTBT協定2.4条との整合性が問題となりうる。さらに、当該規格が正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的である可能性もある。

＜最近の動き＞

2008年3月以降のTBT委員会において、制度の不透明性、認証に長期間要するための十分な準備期間の付与、経済活動に与える悪影響等について、我が国より懸念を表明してきた。措置の概要に述べた通り、我が国及び諸外国の強い要請を受け、2010年5月に、インド政府は本規制の施行を発表から360日経過後に延長した。しかし、同時に認証対象の範囲が広がったこともあり、認証取

得期間が依然として不十分であったため、我が国は粘り強くインド政府に対する実施時期延期等の要請を行うとともに、TBT委員会においても準備期間不足の指摘と実施時期延期の要請を行ってきたところ、2010年11月には再度180日間延期された。すなわち、実施時期は、2010年11月9日付け官報で本規制の施行の発表から540日経過後（2012年5月13日）に再度延長された。その後も幾度にわたり更なる実施の延期及び改善を申し入れたにも関わらず、インド政府は当該制度の施行を強行した。しかしながら、認証当局の認証能力の問題により工場認証を取得できていない我が国企業があり、早急に認証を行うよう2011年6月と11月のTBT委員会とバイ会合及び、WTO対インド貿易政策検討会合（Trade Policy Review：TPR）においても改善を強く求めた。また、インド工業規格（Bureau of Indian Standards：BIS）マーク付きタイヤのインド以外への輸出を禁止しているガイドラインの6.3条の削除を強く求めていることに対し、2011年11月のTBT委員会にて当該部分の削除を前向きに検討している旨の回答があった。

（3）電気通信事業者の免許条件に係る規制強化

＜措置の概要＞

2010年3月、印政府は、外国企業からの通信機器購入前のセキュリティ安全性確保と題する通達を公表。当該通達により、印通信事業者は、外国機器メーカーからの通信機器購入にあたり、3年以内に核となる通信機器の技術移転を条件とすること、保守工事や運用には全てインド人技術者を使用しなければならないこと等が義務づけられた。

また、同年7月、外国企業から通信機器を購入する通信事業者に対して、新たな免許条件を課す通達を公表。当該通達によれば、外国機器メーカーは、①印通信事業者が機器を購入する際に、当局、通信事業者、指定機関が、ハードウェア、

ソフトウェア等のセキュリティ検査を行うことを認めなければならない、②購入機器に生じたセキュリティ問題に対応するために、ソフトウェアのソースコードを預託し、政府指定の専門家に検査分析する権限を認める等の規制を受けることになる。(通信事業者に対して、保守工事や運用にインド人の使用を義務づける点に変更なし。)

しかしながら、2011年3月及び5月、印政府は、上記通達を破棄し、新たに電気通信事業者の免許におけるネットワークセキュリティ確保の措置要件の変更を発表した。そのセキュリティ要件の中には、①セキュリティポリシーの提出義務、②インド国内の機関によるネットワークセキュリティ検査義務、③インド人技術者による電気通信ネットワークの管理・運用の実施義務、④セキュリティ違反1件に対して最大5億ルピーの罰則金等が引き続き含まれているが、コア機器へのソースコードを含む技術情報の開示義務、2年以内にネットワーク管理に関わる外国人の排除及び3年以内のインド国内製造化義務については削除された。

<国際ルール上の主な問題点>

これら通達は、不明確な部分があるものの、当局等による検査が、通信機器に対して、特定のセキュリティ特性を要求するものであるとすれば、事実上政府等による機器の強制的な適合性評価となる可能性があり、印政府はWTOへ通報する義務を負う可能性がある。

また、インド国内機関から認証を受けた機器にのみネットワークに組み込み可能とする要件は、インド国外産品に対して不利な待遇を与える可能性があり、GATT及びTBT協定の内国民待遇に違反している可能性がある。

<最近の動き>

2010年7月、日米欧の産業界がインド政府宛て連名で懸念を表明。これを受け、8月、インド首相府より情報通信省及び内務省に対し、免許条件

の改定を2か月間凍結し、3月又は7月のいずれの通達を満たしても良い旨通達。その後、インド側は更に2か月凍結を通過した。

その後、2010年8月のASEAN+6経済大臣会合(於ベトナム)や10月の東アジア首脳会議(於ベトナム)の機会を捉えて経済産業大臣よりシャルマ商工大臣に対し、本件につき善処を要請。10月、我が国産業界(4団体)より改めて、懸念を表明する書簡を发出した。さらに、2010年11月のWTO/TBT委員会において、日米欧より本件について問題提起を行った。

こうした動きも踏まえ、インド側はその後、さらに2011年2月まで凍結期間を延長し、対応を検討しているところ、2月には来日したシャルマ商工大臣に対し海江田経済産業大臣より改めて善処を要請している状況であり、2011年3月及び5月における通達の修正は一定の評価ができるものの、引き続きインド側の出方が注視されるところである。

サービス貿易

外資規制等

<措置の概要>

2010年3月31日、商工省産業政策促進局(DIPP)は、FDI政策を一本に集約した新たな統合版FDI政策(CONSOLIDATED FDI POLICY)を公表した。これにより、度重なる通達(Press Note)による部分改訂で複雑になっていたFDI規則にかかる文書が一本化された。インドへの直接投資案件は、以下のネガティブ・リストに該当しなければ、外資出資比率100%までが自動認可される。2011年10月1日現在、ネガティブ・リストには、単一ブランド販売以外の小売業、民間企業に開放されていない原子力・鉄道、不動産業又は農家の建設、宝くじ、カジノを含む賭博、タバコの製造等の9項目が挙げられている。リスト以外でも、既存のインド企業(金融

サービス分野に従事する企業等)への出資は認められていない。また、2005年1月12日以前に、既にインド企業と資本・技術提携を行っている外資系企業が同一業種において投資、資本・技術提携等を行う場合は、政府の認可取得が義務づけられていたが(但し、a. 投資者がベンチャーキャピタルファンドである場合、b. アジア開発銀行等のような国際機関による投資である場合、c. 既存の合弁相手のシェアが3%未満の場合、d. 既存の合弁若しくは提携による事業が休止状態の場合、等については政府認可不要。)、2011年4月1日より政府認可は不要となった

1951年産業法によりライセンス取得が義務づけられている産業(アルコール飲料、煙草、航空・宇宙・防衛用電子機器、産業用爆薬、危険性のある化学製品、薬事法で規定された一部の薬品・医薬品)への投資、1991年新産業政策で指定された立地規制に触れる投資も禁止されている。

(金融)

①銀行

2004年3月、民間銀行業への外資規制が緩和された。これにより、同分野への外資出資比率の上限は従来の49%から、政府の許可を得れば74%まで可能と引き上げられた。ただ、実際にどの程度認められているかは不明である。

また、外国銀行が①本国の所管官庁の管轄下にあること、②中央銀行であるインド中央銀行(RBI)の認可基準をクリアしていることを条件に、100%出資子会社設立が可能となった。これらの点については、統合版FDI政策上でも規定されている。一方、国内民間銀行における外国人投資家の投票権保有比率を上限10%と規定している現行の銀行規制法については、2005年5月、同上限規制を撤廃することが閣議決定された。RBIによる正式通達(及び新ガイドラインの発表)により発効となるが、2012年2月現在、通達は出されていない。ノンバンクについては、指定され

たマーチャント・バンクや住宅金融など18業種に対して100%までの出資が認められている。ただし出資比率に応じて最低資本金額が規定されており、この場合も、RBIのガイドラインに従うことを条件となっている。

2011年8月に日印経済連携協定(EPA)が発効し、金融分野での成果として、インド国内における外国銀行の支店設置については、年間20店舗までとの数量制限が存在する中、邦銀の支店設置について、4年間で10店舗まで支店設置申請に対して前向きな考慮を払うとの特別な取扱いを獲得した。

②保険

保険事業を行っている銀行への出資については、1999年12月に懸案となっていた保険業規制開発委員会(IRDA)法が成立し、それまで国営企業の独占下にあった保険市場が外資を含めた民間企業に開放されることになった。日本の損害保険会社も営業を行っている。なお、政府は2004年7月に発表した予算案の中で、保険分野への外資出資上限比率について、それまでの26%から49%に引き上げることを提案し、2008年10月に閣議で承認され議会へ提出されたが、同法案は可決されず、その後も関係省内での議論が進められているが、2012年3月に至っても、正式決定は出されておらず、統合版FDI政策においても上限は26%とされている。

(流通)

インド政府は2006年2月10日付の政府通達No.3(プレスノートNo.3)において、これまで外資参入が一切禁止されていた小売業の一部開放を正式決定し、即日発効した。外資参入に際しては、(1)FIPBによる事前認可の取得、及び(2)外資出資比率上限51%、が要件となる。また、a. 販売する製品は「単一ブランド」の製品に限ること、b. 販売製品のブランド名は、製品の製造過程で付与されること、と規定されており、ブラン

ドメーカーが、そのブランド名で自社51%出資の小売店舗を展開することが可能となる。一方、スーパー等の大規模小売チェーンについては、「単一ブランド製品の販売」という要件に合致しないため、参入は認められない（なお、インド国内での製造を計画している品目のテスト・マーケティングを目的としている場合については財務省・外国投資委員会（FIPB）の事前認可取得を条件に、100%出資会社が一定期間の小売販売を行うことが可能）。卸売販売業については、小規模企業へ留保されている品目を取り扱う場合を除き、自動認可方式（政府の事前承認を必要とせず、事後の届出のみが必要）による外資100%出資が可能（キャッシュ&キャリアー方式による店舗販売も可能）とされている。

なお、2009年に以下のような形で直接投資規制が緩和された。同内容は、統合版FDI政策に引き継がれている。

（2009年2月、Press Note 2, 3, 4：外国企業の再投資に係る定義改訂の通達）

・ Press Note 2 再投資における外資比率の計算方法と定義の明確化

非居住者から出資を受けているインドの企業が、インド居住者によって「50%以上の株式を保有（所有権）」かつ「過半数の取締役が指名（経営権）」されていれば、同企業による再投資を純粹な内国企業の投資と見なす（FDI=0%）。それ以外の場合は、100%のFDIと見なす。非居住者による出資は、FDIのみならず、外国機関投資（FII）、在外インド人投資（NRI投資）、預託証券（ADR、GDR）、外貨建転換社債（FCCB）、その他外貨転換可能な債券や優先株も含む。

・ Press Note 3 非居住者への所有権および経営権の移転

外資規制のあるセクターにおいて、再投資により設立される新会社が、非居住者によって「所有」もしくは「経営」される場合、又は被投資企

業の「所有権」もしくは「経営権」が非居住者に移転される場合、投資促進委員会（FIPB）の事前認可を得る必要がある。

・ Press Note 4 再投資がFDIである場合の投資規則と定義（Press Note 2の補足）

Press Note 2により再投資がFDIと見なされる場合、被投資企業が「純粹事業会社」もしくは「事業兼投資会社」であれば従来のFDI規則に準じた投資が可能、「純粹投資会社」もしくは「持ち株会社」であればFIPBの事前認可を得る必要がある。

（その他直接投資規定に関する通達）

・ 中小企業保護・育成を目的に、24%以上の外資が禁止されてきた21種分野への投資について、出資上限が解除された。しかし、産業ライセンス取得ならびに50%以上の輸出義務には変更なし（Press Note 6, 2009）

・ 商品先物取引事業への出資上限49%ならびに単独出資5%について、既存事業主の中に上限を超える外資を有する企業があったことから、当該事業主に対し、2009年9月30日まで規制準拠の猶予を与えた（Press Note 5, 2009）。その後、手続き上の困難が生じたため、再猶予として2010年3月31日まで延長した（Press Note 7, 2009）。

・ 外国企業への技術移転に係るロイヤリティ支払いに関し、自動認可条件である、一括払い200万ドル以下ならびに国内販売の5%以下、輸出の8%以下要件が解除された。同時に、商標権ならびにトレードマーク利用に係るロイヤリティ支払いに関しても、国内販売の1%以下、輸出の2%以下要件が解除された。（Press Note 8, 2009）

<国際ルール上の問題点>

WTO協定には、投資に関する一般的なルールは未だ整備されていないが、サービス貿易に関してはサービス協定が既に存在し、投資を通じたサービス貿易提供も規律している。上記の様々な外資規制は、インドのサービス協定上の約束に反しないためWTO協定違反となるものではないが、WTO及びサービス協定の精神に照らして、引き続き自由化に向けた取組が行われることが望まれる。

<最近の動き>

インド政府は小売業の外資規制緩和の検討を行っていたが、2011年11月24日に単一ブランドの小売業への外資参入を条件つきで100%まで緩和することを閣議決定し、2012年1月10日に施行した（それまで外資参入は51%までとされていた）。今回の規制緩和の条件は以下の内容。

（単一ブランドの小売業への100%外資参入の条件）

- ・販売する製品は「単一ブランド」に限る。
- ・販売製品のブランド名は、製品に対して国際的に使用しているブランド名と同一でなければならない。
- ・ブランド名は、製品の製造過程で付与されるものであること。
- ・外国投資家が当該ブランドの所有者でなければならない。
- ・外資の比率が51%を超える場合には、製品売り上げの3割を国内の小規模産業、村落などから調達しなければならない。ここでいう小規模産業は、建物や設備への投資額が100万米ドルを超えてはならない。この条件をクリアしているかどうかは企業の自己申告に委ねられるが、法定の会計監査人が確認することになる。

一方、マルチブランドの小売業に関しては、単一ブランドの小売業への外資規制緩和と同時に、外資規制を条件つきで51%まで緩和することが

閣議決定されたが、国内の反対意見が根強いことから、導入が延期された。

我が国は、外資制限強化に関する法律改正の動向等を注視するとともに、二国間政策対話等やWTOサービス交渉等により、これら外資制限の緩和を働きかけているところである。

知的財産

(1) 医薬品等の特許保護

<措置の概要>

TRIPS協定は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のあるすべての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない）について特許が与えられると定めているが（第27条1項）、開発途上国において医薬品や化学物質などの物質特許制度を持たない国については、TRIPS協定発効後10年間の経過期間が認められていた（第65条4項）。インドは1970年特許法において医薬品等の物質特許を認めていなかったが、2005年1月1日の履行期限を控え、インド大統領は2004年12月、物質特許制度の導入を含む2004年改正特許法（大統領令）を公布した。その後、議会において2005年改正法（第3次）が審議・採択され、2005年4月5日に公布、一部の条文を除き1月1日から有効なものとして遡及的に施行された。改正法のポイントは、①物質特許制度の導入、②医薬物質の定義導入、③排他的販売権（EMR）規定の削除、④メールボックス出願による特許権者等の権利制限、⑤医薬品に対する強制実施権（製造及び輸出）の導入、等である。

<国際ルール上の問題点>

物質特許制度を導入し、TRIPS協定上の義務が履行されたことは評価される。しかしながら、「発明でないもの」に関する規定について、技術分野差別を禁じるTRIPS協定第27条1項との関係においての問題が指摘されている。インド商工

省が設置した委員会「Technical Expert Group on Patent Law Issues（議長：Mashelkar氏）」のレポート（Mashelkar Report）のリバイス版が2009年3月に発表されたが、その中でも、本件に関連するインド特許法第3条（d）とTRIPS協定との整合性については、上記委員会は本件を審査する権限が付与されていないとして、結論は出されていない。そのため、特許審査において、現実にはどのような判断が行われるかなど、引き続き物質特許制度の運用を注視していく必要がある。

なお、医薬品の試験データの保護をより厚くすべきという要望があるところ、2007年5月に公表されたインド政府による医薬品の試験データに関する報告書は医薬品の試験データの保護期間として5年間を勧めており、医薬品等の試験データの保護を義務づけたTRIPS協定第39条第3項の観点からも、政府の取組について注視していく必要がある。

（2）模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題等

インドにおける知的財産法制は、TRIPS協定に整合的なものとなるよう整備がなされており、制度整備面からはその取組について評価できる。2007年12月にはICEGATEと呼ばれる模倣品対策関税登録システムを設け、水際で模倣品流入監視を強化している。同システムは企業が商標権・意匠権の取得状況をインターネット上で事前に登録することにより、当該権利に関する商品の流入を事前に税関に通報し、警備強化を行うものである。

他方、模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の取締りについては、警察・税関等における取締り実績に関する政府統計はないものの、我が国の自動車、電機業界等の産業界からは、模倣品・海賊版の他国からの流入などの問題が指摘されている。知的財産の適切な保護及びTRIPS協定の的確な履行の確保の観点から、これら侵害品の取締りの運用面での取組について、注視していく必要

がある。